

組合相談コーナー 登記に関する留意事項

5月に通常総会を開催される組合が多いことから、登記に関してご留意いただきたい事項について紹介します。なお、組合運営等についてご不明な点がございましたら、本会までお気軽にご相談ください。

○変更登記における主な事項と登記期間について

(1) 定款変更を伴わない場合

登記の種類・主な添付書類	登記期間
① 代表理事の変更 ・ 総会議事録 ・ 理事会議事録	変更のあった日から2週間以内
② 出資金の変更 ・ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更を証する監事の証明書	当該事業年度終了の日から4週間以内又は変更のあった日から2週間以内
③ 事務所所在地の変更 ・ 理事会議事録	移転の日から2週間以内

(2) 定款変更を伴う場合

登記の種類・主な添付書類	登記期間
① 名称、地区又は事業の変更 ・ 定款変更認可書 ・ 総会議事録	定款変更認可書到達の日から2週間以内
② 事務所所在地の変更 ・ 定款変更認可書 ・ 総会議事録 ・ 理事会議事録	移転の日から2週間以内

○代表理事の変更登記について

(1) 同一人が再選されても改選毎に登記しなければなりません。

(2) 登記すべき事項

代表理事が交代の場合は「就任」、再任の場合は「重任」としてください。

ただし、代表理事が再任であっても、通常総会開催日以後の日時で理事会を開催し、代表理事を選出した場合は、通常総会開催日が「退任」となり、理事会開催日が「就任」となります。

なお、代表理事が交代した場合は印鑑(改印)届書の提出も必要となります。

事業協同組合変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000
フリガナ ○○ギョウ
1. 名称 ○○業協同組合
1. 主たる事務所 秋田県○市○丁目○番
1. 登記の事由 代表理事の変更
1. 登記すべき事項 **【就任の場合】**
令和○年○月○日代表理事○○は資格喪失により退任
令和○年○月○日代表理事は次の者が就任
秋田県○○市○町○番
代表理事 ○○
【重任の場合】
令和○年○月○日代表理事は次の者が重任
秋田県○○市○町○番
代表理事 ○○

○出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記について

出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記は、変更があった都度登記を行うことになっていますが、特例が認められており、当該事業年度が終了した日から4週間以内に行うことになっています。

変更登記を行っていない場合は、速やかに行ってください。

事業協同組合変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000
フリガナ ○○ギョウ
1. 名称 ○○業協同組合
1. 主たる事務所 秋田県○市○丁目○番
1. 登記の事由 出資の総口数及び払込済出資総額の変更
1. 登記すべき事項 令和○年○月○日出資の総口数及び払込済出資総額の変更
出資の総口数 ○口
払込済出資総額 金 ○○円

登記申請に関する詳しい情報については、法務省ホームページをご覧ください。

「商業・法人登記の申請書様式」 houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html